

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント開催業務）
企画プロポーザル実施要領

福島県は、被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント開催業務）に係る委託候補者の選定にあたり、この業務委託企画プロポーザル実施要領に基づき、業務委託企画プロポーザルを実施します。

1 事業の目的

本事業は、東日本大震災の記憶の風化の進行を防止するため、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）でのイベント実施や伝承館での期間展示等を実施することで、伝承館への来館者を増加させることを通じて、周辺地域の交流人口を創出することを目的とする。

2 業務概要

（１）委託業務名

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント開催業務）

（２）業務内容

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント開催業務）委託仕様書（案）のとおり。なお、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

（３）委託業務期間

委託契約締結の日から令和８年３月３１日（火）までの期間

（４）見積限度額

8,680,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 企画プロポーザルに係る事項

（１）プロポーザルの参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

イ 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生法手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第３３条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
(法人の場合は次のいずれかに当てはまる。直近の決算書において営業キャッシュフローがプラスであること、流動比率が100%以上であること、自己資本比率が20%以上であること。法人ではない場合は令和7年7月1日以降の残高証明書で、280万円以上の普通・当座預金の残高があること。)
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定による暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- (ア) 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- キ 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- ク 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び各様式等については、福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課(以下、「生涯学習課」という。)のホームページからダウンロードして入手するものとし、生涯学習課の窓口又は郵送等での配布は行わない。

(生涯学習課の URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055b/>)

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けるものとする。

(1) 受付期限

令和7年7月4日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、生涯学習課宛てに電子メール又は郵送により提出すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、生涯学習課のホームページに公表する。（個別の回答は行わない。）

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント開催業務）企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）と会社概要（第3号様式）を提出期限までに生涯学習課に提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けないものとする。

(1) 提出期限：令和7年7月11日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法：郵送、持参、電子データ送付のいずれかの方法

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分とする。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「5. 参加表明書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに生涯学習課に提出すること。

(1) 提出期限：令和7年7月17日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法：郵送又は持参かつ一部は電子データの送付

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（土日、祝日を除く）の8時45分から17時00分とする。

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書

- ・任意様式。
- ・日本産業規格A4判
- ・15枚以内（表紙も1枚としてカウント、両面印刷の場合は10枚）

イ 事業経費積算書（任意様式、ただし日本産業規格A4判とする。）

ウ 業務実施体制書（第4号様式）

エ 直近の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）

オ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規則に相当するもの。）

カ 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、提出不要

キ 令和7年7月1日以降の金融機関が発行する残高証明書（写）（法人格を有しない場合）

(4) 提出部数 (媒体)

- ・ ア〜キ… 1 部 (正本 1 部) 紙で提出
- ・ ア〜ウ…データ(PDF 形式)で提出

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者 (役員) が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められた場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ないものとする。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届 (任意様式) を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- エ 提出された企画提案書等にかかる第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

8 企画プロポーザルの審査及び契約締結手続きに関する事項

プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、契約候補者 (単独随意契約候補者) を選定し、契約締結の手続きを行うものとする。

(1) 審査の方法

県が設置する「プロポーザル審査委員会」により、総合点数が最も高い提案者を契約候補者 (単独随意契約の予定者) として選定する。1 者の場合も審査を行うがその場合は、満点のうち 6 割以上の得点をもって、契約候補者とする。

(2) 審査方法

各審査は、提出物による書類審査とする。

(3) 評価基準及び配点

別紙1「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント開催業務）公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」参照のこと。

(4) 通知等

審査により、委託契約者を決定後、プロポーザル参加者全員に審査結果を通知するとともに、生涯学習課ホームページにて公表するものとする。ホームページで公表する内容は契約候補者名とその総得点、契約者候補者以外の名前を非公表とした総得点とする。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様を作成することがある。

イ 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手續に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

ウ 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することが出来る。

エ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合や、契約候補者が契約を辞退した場合等は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議するものとする。

9 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

福島県ホームページにより公募する。

(2) スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始	令和7年6月27日（金）
質問書の提出期限	令和7年7月 4日（金）17時まで
プロポーザル参加表明書提出期日	令和7年7月11日（金）17時まで
企画提案書提出期日	令和7年7月17日（木）17時まで
契約締結	令和7年7月下旬（予定）

10 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課（担当：阿部）

電話：024-521-7784

E-mail：shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp

(別紙 1)

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（イベント実施業務）委託
公募型企画プロポーザルにおける審査基準と評価基準

○ 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力 業務体制		業務を実施する上で十分な体制であるか - 進行管理体制は適切か - 知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることができるか。 - 類似業務の実績はあるか。	15
企画 提案 内容	イベントの効果・波及力	想定される来館者数の増加 - SNS 発信や報道取材の誘発可能性 (広報の材料とし長期的または複数回の発信に繋がるか。) - 他の復興施設・地域への好影響 - 感情的な共感を呼ぶ工夫	15
	コンセプト	提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。 - 2つの節目(9/20 東日本大震災・原子力災害伝承館開館5周年、3/11 東日本大震災発災15周年を意識させる展示、イベントとなっているか。 - 伝承館の設立目的が企画に反映されているか - 提案内容が単なるイベントに終始せず、震災の教訓や地域への想いを反映するものか。	15
	参加者の満足度	- 参加者の体験価値や満足度向上に向けた具体的な工夫があるか - 参加者からのフィードバックを得る仕組みはあるか。	15
	経済性	業務経費の配分は適正であるか。 - 提案内容と積算との整合性はあるか。	15
	教育効果・学習促進	・震災の教訓や地域を来館者に効果的に伝えているか 来館者の理解や気づきを促進する工夫があるか	10
	実現性	提案は実行可能性が高いものか。(アイデアに終始していないか)	15

○ 評価基準

評価	10点満点	15点満点
特に優れている	5点×2	5点×3
優れている	4点×2	4点×3
どちらとも言えない	3点×2	3点×3
劣っている	2点×2	2点×3
特に劣っている	1点×2	1点×3